

## 史料紹介

六六(1986)

## 史料紹介

## 永享元年「伺事記録」逸文の紹介と研究

—足利義教の「御前沙汰」に関する未紹介史料—

設 楽 薫

はじめに

佐藤進一氏が將軍義教の專制志向を指摘<sup>(1)</sup>されて以来、それを受けて、義教の政務決裁<sup>(2)</sup>「御前沙汰」についても、いくつかの研究がなされている。かつては義教の御前沙汰体制を將軍專制体制と評価する考えが言わば通説化していたが、最近ではそれに対し、必ずしもそうでない、とする否定的な見解が強くなってきている<sup>(3)</sup>。

さて、今日、室町幕府の御前沙汰関係の評議記録ないしは「引付」と称される史料がいくつか残されているが、義教期のものとしては、著名な「御前落居記録」と「御前落居奉書」（所収年次は共に永享二～四年（一四三〇～三一））の二つがある。従来の研究でも、この二史料は同時期に出されている幕府の諸法令とともに、まず取り上げられる史料である。確かに義教期の御前沙汰を考えるに際して有力な史料であり、この二つの史料をどう評価するかが重要なポイントであることは言うまでもない。しかしながらそのわりには、これらがいったいどのような評議体制のなかで作成されたものなのか、史料の性格があまりよくつかまえられないのが実状である。

しかるにここで取り上げるのは、これまでの研究で利用されたことのない、義教期の御前沙汰に関する未紹介史料である。それは永享元年（一四二九）に奉行人によって筆録された、「伺事記録」と呼ぶべきもの（すなわち後年の延徳二年（一四九〇）「伺事記録」と同種の記録）の抜書であると判断される。小稿は、この史料の紹介を兼ねて、その性質・記者・伝來等の史料学的問題について考察することを目的とする。内容そのものの検討や政治史的研究については別稿を期したいと思う。

## 一 「加能越古文叢」所載の「永享元年日記」

「加能越古文叢」に「永享元年日記」と題して引用されている史料が、すなわちそれである。「加能越古文叢」とは、「松雲公採集遺編類纂」の編纂者としても知られる森田平次が、前田家書籍編輯係（前田家編輯方、明治十六年設立）の要請により、旧加賀藩領内加賀・能登・越中に関係する史料を諸々の古文書・古記録等から抄出し、これを編年順に配列して、それぞれの地名等について考証を加えた編纂物で、奈良時代から慶長年間に至るまでを五十冊に編み、明治二十二年（一八八九）に成了たものである<sup>(5)</sup>。

編者の森田平次は、諱は良見、柿園と号す。その略歴を記せば次のようになる。加賀藩土茨木氏の家臣で、文政六年（一八二三）の生まれ。若い時より歴史を好む。廢藩置県の後、石川県の吏と

なる。官を辞して後は、前田家の家録編輯事業を助け、前田家及び加賀・能登・越中に關係する史料の様々な編纂物や著述を残している。明治四十一年（一九〇八）没、八十六歳。<sup>(6)</sup>

さて、現在「加能越古文叢」の原本は、昭和二十三年（一九四八）に前田育徳会尊經閣文庫がその所蔵史料の一部を石川県金沢市立図書館に寄贈したことによつて設置された同館の加能越文庫に蔵せられているが、<sup>(7)</sup> 東京大学史料編纂所には、それに先立つ昭和十七年に原本をもとに作成された同書の謄写本五十一冊が所蔵されている。それによれば、先の「永享元年日記」は、その第二

十一及び二十二冊に、前者には注の形で、後者には本文として、全部で十六ヶ条が引用されている。この史料は、これまで全く知られていない將軍義教期の政務決裁に関する記録の逸文、ないしは、少なくとも現在ではその行方や存否の明らかでない記録の一部である、と考えられる。引載する「加能越古文叢」が明治時代の編纂物であった故か、これがかえつて盲点となり、今日まで見過ごされてきたものであろう。從来の幕府政治史研究では注目・紹介されることのなかつた史料である。まずはその全文を紹介したい。

翻字にあたつては、「加能越古文叢」に分載されている全十六ヶ条を日付順に配列しなおし、人名・地名等に関する傍注を加えた。

五月十四日

一 飯尾美作守（重清、島山滿家被官）与能登國一官氣多社雜掌相論同國志雄保赤藏山草木事、就武衛御申（斯波義淳）、内々達上聞畢、社訴之通、急速可披露由、自畠山匠作承之、（修理大夫満則）使者イカウ主計允、（飯川、島山満則被官）

十六日

一 同篇事、於殿中斎加相共匠作承之通、申大館殿畢、（滿信、上総入道祐善）此事内々被伺申之由承之、有機嫌者、近日可伺申云々、

六月十五日

一 林光院領加賀国横北庄年貢事、斎藤御園五郎致未済云々、不日令究済、可申左右之由、可申含御園也、同日以正藏主被仰付也、

同廿三日

一 林光院領加賀国横北庄年貢斎藤御園致未済云々、（幕府奉公衆）（相国寺）（常陸入道カ、島山満家）申之由、被仰下也、

同廿九日

一 同篇事、（松田貞清）対馬守相共伺申之、御園陳申之条々、參林光院可尋申之由、被仰下也、

同廿九日

一 林光院雜掌重申状并年貢未進注文等、（常陸入道カ、島山満家被官）以木沢入道令披露之、

同晦日

一 同篇事、政都聞所務之目録不被出之間、下地興行難儀之由、

御園申之、然者、可被召渡政都聞目錄歟之由、可伺申之旨、管領承之、

七月五日

一 林光院領加賀國横北庄去年々貢、御園五郎致未済事、不及被召渡政都聞勘定状、且又寺家上使事、乍載請文、令違背之条、

非無其咎、然間、於未進者、悉可致其弁、至向後者、守契状之旨、可被差下寺家使者、次去々年<sup>応永</sup>卅四、庄主未進事、任徵符致催促、同可執沙汰之、次八木入道事、可仰付守護之由、被仰出也、

(松田貞清)  
対馬守相共伺申之、

七月七日

一 同篇目、上裁之趣、今日五日、(松田貞清)<sup>富山滿家</sup>、対馬相共申管領畢、

一 同篇目、上裁之趣、今日五日、(松田貞清)<sup>富山滿家</sup>、対馬相共申管領畢、

七月七日

一 富山匠作ヨリ承、飯尾美作守与能登国氣多雜掌相論同国赤藏山草木事、以礼部内々被伺申之処、明日八日、奉行人可伺申之旨、為「上意之旨」、(飯川)<sup>斎藤基貞</sup>ノ主計允承之、

同八日

斎加相共申之、

一 飯尾美作守与能登国氣多雜掌相論同国赤藏山草木事、以礼部大輔持幸力<sup>富山治部大輔持幸力</sup>被伺申之処、明日八日、奉行人可伺申之旨、為「上意之旨」、(飯川)<sup>斎藤基貞</sup>ノ主計允承之、

同八日

斎加相共申之、

一 飯尾美作守与能登国氣多雜掌相論同国志雄保赤藏山採用事、兩方申詞雖違、共以支証不分明、輒難決理非之上者、可為湯起請歟、其子細先可尋試訴論人之由、被仰出之也、

一 林光院領加州横北庄年貢未進事、御園五郎可致沙汰之旨申之、

次八木入道事、召仰守護富樺介代之由事、彼是両条、(松田貞清)<sup>持春</sup>、対馬守相共令披露之、

十月十四日

一 崇徳院雜掌与朝日龜千代丸相論能登国大屋庄西保河原田領家

(幕府奉公衆)  
(飯尾三郎右衛門尉為秀)

職事、飯三右相共申之、

十月廿七日 (斯波義淳)  
管領内々執御申之、

一 飯尾美作守重清申能登国志雄保内赤藏山草木採用事、先度糺明之次第、可尋申守護之由、(能登守護、富山滿則)<sup>同前</sup>

十一月十八日

一 飯尾美作守申能登国志雄保内赤藏山事、守護御返事、(飯尾肥前守為種)飯肥相共申之、所詮、然者先落居之程、可被置採用於中之由旨、可伺申之、

十二月二日

一 飯尾美作守申能登国志雄保赤藏山草木事、先可被置採用於中之由、可申守護、(飯尾肥前守為種)飯肥相共申之、

「加能越古文叢」という編纂物の性質上、これに引用されている右の十六ヶ条、日数にして十三日分の記録が、「永享元年日記」なる記録の全貌ではなく、その内の加賀・能登の地に関する記事を含む条々だけを抄出したものであることは言うまでもない。したがつて、各日付にかかる記事が必ずしも本来の一日の記録すべてではない点も予測しておかなければならない。また、抄録のもとなつた本が原本であつたのか、それとも写本であつたのかも判断できない。それらの点で、本来の「永享元年日記」の全貌

を知りえないのは残念であるが、同記そのものの行方が明らかでなく、他に完本の写本が見つからない今、右の十六ヶ条は「永享元年日記」なるものの片鱗を窺い、その史料的性質を考えるにきわめて大切な抜書である。そしてこの抜書は、將軍義教期における政務決裁手続きの様子を、それに関わった奉行人自身の筆によつて具体的に伝えていいると言う点で他に例のない史料であり、義教期の「御前沙汰」を解明する上で、検討に値すべき貴重な史料といつてよいであろう。

## 二 「永享元年日記」の史料的性質

さて、「加能越古文叢」に引用する「永享元年日記」の最初の日付は五月十四日であり、最後は十二月二日である。もとより抄録であるから、同記本来の記録の終始、つまりいつからいつまでの記録であったか明確ではないが、引用されている月日と書名より判断すれば、永享元年（正長二年九月改元）の五月十四日以前より開始され、同年の十二月に及ぶものであつたこと、すなわち永享元年（一四二九）一年分の記録であつたと見てよいであろう。

ところで、「永享元年日記」とは、はたしてこの記録本来の書名であろうか。例えば、同じ「加能越古文叢」には、現在では「斎藤基恒日記」（前田家尊經閣文庫所蔵、旧題「幕府日記」、明治十七年（一八八四）修史局において賸写の際、斎藤基恒の日記と判断して改題し、この書名が付けられた<sup>(9)</sup>）として知られている記録が「永享以来日記」の名で引用されていることなどから考へると、「永享元年日記」として引用される本書の書名も、本来のものでなく、これ

が永享元年中の記録であつたことから、「加能越古文叢」の編者である森田平次か、あるいはそれ以前の誰人かによって命名ないしは改題された可能性がある。

右に紹介した抜書から推測すると、「永享元年日記」はいわゆる日々記ではない。それは幕府が扱つた訴訟に関する記録であり、さらに言えば、記載の形式や内容が、奉行人によつて作成された御前沙汰の記録である延徳二年（一四九〇）の「伺事記録」に類似する点の多いことが指摘できる。

筆者が旧稿において、「伺事記録」の史料的性質や特徴について考察した際、概ね次の諸点を指摘した。

（一）「伺事記録」は、それぞれの記者自身が担当した「伺事」の事案だけを書き留めたものであり、したがつて、その当時の御前沙汰衆たる奉行人の人数分だけ複数存在したと考えられること。（二）「伺事記録」には、個々の奉行人の家に控えとして残されるものと、これとは別個に作成されて幕府の公の記録として保存されるものとの二種類が存在し、そしてそれは年次毎に一年分毎に作成されるものであつて、現存する飯尾元連本・清元定本は何れも各奉行人の家に残された方の控えの記録と考えられること。（三）各々の奉行人が筆録した個人の記録である「伺事記録」を集めて、幕府の公の記録として保存するという方式は、延徳・天文期を念頭においていた体制であり、それ以前にさかのぼりうるか否かは改めて検討しなければならないが、永享期の「御前落居記録」のような公記録が別に作成されずに、奉行人個人の記録を集め公記録とするに至つた背景には、その間の御前沙汰の評議体

## 史料紹介

七〇(四七)

制の変化がかわっているのではないかと推測されること。

以上の三点である。<sup>(10)</sup>さてそこで、「永享元年日記」を検討して見ると、六月二十三日条に「松田対馬守相共可伺申之由」、七月五日条に「対馬守相共伺申之」、同月八日条に「斎加相共申之」、十月十四日条に「飯三右相共申之」、十一月十八日条に「飯肥相共申之」などと記されている。ここに見える松田対馬守は貞清、

斎加は斎藤加賀守基貞、飯三右は飯尾三郎右衛門尉為秀、飯肥は飯尾肥前守為種のことであり、彼等は何れも当時の幕府奉行人には相違ない。右の記述はそれぞれの件を前記の人々との記録の記者とが共に担当し、二人で「伺事」を行つたことを語るものに他ならない。次に、七月七日条によれば、飯尾重清と能登国氣多社雑掌との間で争われている同国志雄保内赤藏山草木採用をめぐる相論の件について、能登の守護である畠山満則が内々に伺つたところ、「明日八日、奉行人可伺申」との義教の指示があつたことが、満則から使者をもつてこの記録の記者に伝えられているが、翌八日条の記事によれば、この件を当の記者と斎藤基貞との二人で義教に披露したことが書き留められている。記録の記者がこの相論当事者の方の担当奉行であることは明白である。

以上から、この記録の記者が、名こそ一度も現れないが前記の松田貞清以下と同輩の奉行人であること、そして、この記録が当

時幕府の扱つた訴訟総てを書き留めたものではなく、一人の奉行人によつて筆録され、その筆録者個人が担当した事案の成り行きだけを書き留めた記録であつたことはほぼ明らかである。これらのことと、同記が永享元年一年分の「伺事」について記録したもの

であつたと目される点を勘案すると、「加能越古文叢」に「永享元年日記」と題して引用されている本来の記録は、延徳二年の「伺事記録」と同様の記録、すなわち、それがもともと「伺事記録」と題されていたか否かは明確でないが、奉行人によつて作成された永享元年の「伺事記録」と呼ぶべき記録であった、と推断される。

そして、右の諸点より逆推すれば、①延徳二年の「伺事記録」と同じように、その記録の内容は訴訟事件に限らず、その他の政務に関する「伺事」も含んでいたと考えられること。②当時の他の奉行人によつて筆録された同様の記録が永享元年にも複数存在したこと。<sup>(3)</sup>永享元年に限らず他の年次にも存在したこと。などが予想される。

ところで、時期にかかわらず幕府の奉行人たちが、自らの職務の遂行上必要な、個人的な公務記録を残していくであろうことは想像に難くないところである。著名な「大館常興日記」の記者で、將軍義尚・義材(義植)・義澄・義晴と四代の將軍に仕え、ことに天文年間には内談衆の中心人物として幕府に重きをなした大館常興(俗名 尚氏)の書き残した「条々」と題する故実の書<sup>(11)</sup>に、次のような一条がある。

## 一 勘進の御沙汰と申事、

十二月廿七日に頭人・奉行等年中申沙汰仕候諸公事をしるし立候て、各披露申候、さやう候て、憲法のさたおほく申沙汰之輩にハ、被行賞候也、是則奉公方とも申也、如此候て、廿七日以後ハ、明年の御沙汰はじめまでハ、諸公事を停止也、是を勘進

ノ御沙汰と号する也、如此之段、近代の奉行人いまだ不存知も有之歟、先年飯尾加賀守に勘進の御沙汰の事を相尋し時、一向不存知、いかやう儀を申哉と返答せし也、されば至近年へ、此御沙汰無之、大晦日夜迄も諸公事被申沙汰し也、（下略）

の「伺事記録」が筆録されていたことを証する史料がはたして存在するか。(二) 延徳・天文期同様、各々の奉行人が筆録した個人の「伺事記録」を集め、幕府の公記録として保存するという方式がとられていたかどうか。

まず、第一の点について検討してみよう。將軍義教の元服の次第を記した奉行人松田秀藤の記録(15)の中に、義教の元服及び將軍職就任にともなつて行われた正長二年三月二十四日の御前沙汰始の記事に続けて、同二十九日として、次のような一条が載せられている

今日伺事可被聞食始之由、俄被仰出候、披露之當番兩人申之  
秀藤披露篇目、

住吉社領播磨國所々御即位段錢事、免除証文分明之上者、可止催促之旨被仰出候也、管領落居同日、

（15）  
るのである。しかし、「近年」ではかかる行事は廃絶して、大海  
日の夜に至るまで訴訟以下が扱われており、奉行人ですら「勘進  
御沙汰」が如何なるものであるか知らない者がいる、と大館常興  
は言う。ここに言う「近代」または「近年」がいつを指し、「勘  
進御沙汰」がいつごろまで行われていたものか、明確ではない。  
さて、右の「勘進御沙汰」なる年末恒例の行事が行われる前提  
には、奉行人各人が自身の担当申沙汰した訴訟以下の公務記録、  
つまり現在知られている「同事記録」と同様の記録をそれぞれに  
付けていなくてはならない。個人の手控えとしての公務記録、こ  
れが本来の「同事記録」のあり方であり、後に、これがいつしか  
幕府の公の記録にもなるに至ったのだと私は考える。

れている。この一条は、先に紹介した「永享元年日記」の条々と比較すれば明らかのように、存在したであらう松田秀藤筆録による永享元年（正長二年九月改元）の「伺事記録」と呼ぶべき記録の逸文と見てよいであろう。私はこれを、全貌の知りえない「永享元年日記」とは別の奉行人によつて筆録された「伺事記録」の逸文と考えるわけであるが、それは「永享元年日記」として引用されてゐる本来の記録が、松田秀藤によつて筆録された「伺事記

録」ではないと見るからにほかならない。その記者が誰であるかについては次章で検討する。

さて次に、先の第二の点であるが、私は旧稿で、幕府において御前沙汰の公の評議記録がことさら別に作成されず、各奉行人が作成した個人の「同事記録」を集め、これをもつて公の記録とするにいたった背景に、本来は奉行人が將軍臨席の評議の場で直接將軍に対して「同事」を行い、政務の決裁を仰いでいたのに、応仁文明の乱後、將軍の臨席する会議体が存在しなくなり、奉行人が仲介者を通じて別個に政務の決裁を仰ぎ、將軍からの指示もまた仲介者を通じて伝えられることになる、という「御前沙汰」<sup>(16)</sup>の評議体制の変化がかわっているのではないかと指摘した。<sup>(17)</sup>それには、永享期の「御前落居記録」の存在に注目して、かつては幕府に於いてこうした公の評議記録が作成されていたのではないかと考えたからである。

叙上の「永享元年日記」の検討により、永享期にも奉行人個人の「同事記録」と呼ぶべき記録が存在したことは概ね確認できる。もし仮に、永享期にもこうした記録が奉行人各人の手控えの記録と言うにとどまらず、年毎にこれを集めて幕府の公記録として保存する延徳期や天文期に見られる方式が、「御前落居記録」のようないくつかの記録のあり方の変化を結び付けた自説は撤回しなければならない。この点については、今のところ判断の材料を見い出しえないが、前記した「勘進御沙汰」(の廃絶)との連関なども考慮に入れなければならないと思う。そして、もしま

た、幕府の公の評議記録と呼ぶような記録が、もともとことさらには（「同事記録」とは別に）作成されるものでなかつたとするならば、永享期の「御前落居記録」や「御前落居奉書」には、その点でも特殊な存在意義を見い出さなければならないことになる。いずれも、後日の課題としたいたい。

### 三 「永享元年日記」の記者及び伝来推考

「永享元年日記」の記者が、当時の幕府奉行人の一人であることは疑いない。しかし、これが誰であるかは明記されておらず、抄録された記事の中にも決め手となる材料はないし、また、他にこれを明らかにする関連史料も今のところ見い出せない。

では、この記録の記者として候補にあげるべき人物は何人いるであろうか。まず、記録の内容から考えて、その記者は当時の奉行衆のうち「御前沙汰」に出席資格を有する奉行人、つまり「御前沙汰衆」の中にいると見て誤りないであろう。年次はぴたりと重ならないが、「御前落居記録」や永享三年（一四三二）十月二十八日付で訴訟申沙汰にあたり私曲なき旨を誓つた奉行人連署起請文<sup>(18)</sup>などにより、永享二～四年当時の御前沙汰衆として、松田満秀・同貞清・同秀藤・同貞親・飯尾為種・同為行・同貞連・同貞元・同為秀・斎藤熙基・同基世・同基貞・清秀定・（名字未詳）基宗の十四名を挙げることができる。<sup>(19)</sup>このうちに「永享元年日記」の記者がいる可能性が極めて強い。

前記したように、この記録の中には記者と共に訴訟事件を担当した奉行人として、松田貞清・飯尾為種・同為秀・斎藤基貞の四

人の名が現れるから、当の記録の記者は彼等ではない。とすると先の十四名のうちに記者がいるならば、その四人を除いた十名の

中にいるということになるわけだが、これ以上対象をしほる直接の材料はない。しかし私は、この記録の記者を飯尾大和守貞連で

あると推察する。

賴國	法名道勝	法名淨称	法名性通	法名宗勝	法名六郎	兼行	貞連
新左衛門尉	隼人佑	大和守	大和守	大和六郎	新左衛門尉	隼人佑	元連
左衛門大夫	大和守	大和守	大和守	大和守	大藏丞	大和守	兼連(元行)
大和守	大和入道	大和入道	大和入道	大和入道	大藏大夫	大和守	
大和入道	至德二年	應永二十一年	康正元年二月二十一日	明応元年五月十日没	新左衛門尉	大和六郎	
至德二年	十二月没	年八月十五日没	没、六十一歳	六十二歳、 (一説に六十三歳)	大和守	大和六郎	
十二月没	カ	大和入道	大和入道	大和入道	大和守	大和守	
		隼人佑	隼人佑	隼人佑	隼人佑	隼人佑	
		モチノリ	マサツラ	ヤスツラ	モチノリ	マサツラ	
		任式(任連)	任式(任連)	または	任式(任連)	任式(任連)	
近江守	隼人佑	又六	法名宗然	サダモチ	近江守	隼人佑	
近江守	文明十四年正月二十六日	隼人佑	法名宗然	貞運	近江守	隼人佑	
近江入道	没、四十八歳	隼人佑	宗然	貞運	近江入道	隼人佑	

將軍義教に重用された奉行人の一人であり、義教が殺害された直後の嘉吉元年（一四四一）七月に得度し、法名を性通という。同二年頃に式評定衆となり、執事代を辞す。飯尾為種・同為行らと共に奉行衆の長老格として活躍し、康正元年（一四五五）二月二十一日、六十一歳で没している。その間、河上過書奉行・鎮西并異国奉行（九州奉行・唐船奉行とも見える）となり、石清水八幡宮（宝徳三年九月罷免）・東大寺・園城寺・大徳寺・臨川寺・建仁寺・如是院（永享十年三月六日補）・不壞化身院（永享十一年十月九日補）・賀茂社・吉田社等の別奉行（＝担当奉行）をつとめている。以上が飯尾貞連の履歴である。<sup>(20)</sup>

さて、「永享元年日記」の記者を飯尾貞連に擬するについては、現在前田育徳会尊経閣文庫に所蔵されている飯尾家伝來の文書・記録等について述べなければならないが、それに先立ち、飯尾家の貞連以後の家系について簡単に触れておきたい

## 史料紹介

七四(四七四)

(イ) 飯尾家代々  
幕府奉行人の中なかで、飯尾氏を称する家は数流あるが、今問題にしているのは代々大和守を世襲的受領とする飯尾家である。管見の史料によつてその系図を作成すると前頁のようになる。

貞連には二子があり、兄を元連、弟を任式（後に任連と改名）と言う。ここに飯尾大和守家は二流に分かれる。兄の元連は、康正元年（一四五五）六月、二十五歳にして御前沙汰衆となり、文明七年（一四五七）に引付衆、同十一年に式評定衆をゆるされ、同十四年に、大和守家一流では初めて奉行衆の筆頭たる公人奉行に任せられ、明応元年（一四九二）に没している。弟の任式は、兄元連が当家代々の世襲的受領である大和守に任せられたのに対し、近江守に任せられ、応仁元年（一四六七）二月、三十三歳で御前沙汰衆となり、文明十四年に没している。

元連の子には兼連（後に元行と改名）があり、任連の子には貞運がいる。兼連は文明十五～十七年の間に、従兄弟にあたる貞連は長享二年（一四八八）頃には御前沙汰衆に加えられている。<sup>(24)</sup> 明応二年（一四九三）、細川政元によって將軍廢立が行われ堀越公方政知の子義澄が擁立され、將軍職を逐われた義材は越中に逃れる。この時点では、兼連と貞連は共に幕府にとどまつた。しかし、明応八年八月以降、貞連は幕府を出奔し、以後は義材の奉行人として活動することとなり、一方の兼連はそのまま義澄のもとにとどまつたが、このことが後に互いの明暗を分けることとなつた。

永正五年（一五〇八）六月、大内義興・細川高国等に擁せられた義材（義尹、さらに義植と改名）が西国より上洛するや、今度は

義澄が近江に出奔することになる。この時にあたり、兼連は義澄と行動を共にする。<sup>(25)</sup> それと反対に、貞連は義材に従つて入京し、貞連と兼連の立場は逆転する。義澄は再挙を図るが、ついに入京を果たさず、永正八年八月近江岡山に生涯を閉じる。義澄に従つた兼連の消息は明らかでない。兼連の子孫がその後活動した様子はなく、飯尾大和守家嫡流は絶えたものと思われる。一方、貞連は將軍職に復帰した義材のもとで、かつて兼連が担当した諸奉行を引き継ぐかたちで活動するようになり、永正十五年に引付衆、同十七年には式評定衆をゆるされ<sup>(26)</sup>、その頃、公人奉行に任せられている。嫡流である兼連の出奔後、貞連がそれに取つて代わる地位を占めたと考へてよいであろう。活動は享禄四年（一五三一）まで辿れるが、没年は明らかでない。

貞連の子に堯連がいる。永正十四年頃から永禄七年（一五六四）にかけて、奉行人としての活動が知られる。天文二年（一五三三）、弾正忠から大和守に転じてゐるが、祖父以来の近江守ではなく、代々嫡流に受け継がれてきた大和守に任せられたことは、堯連が大和守家嫡流の名跡を継いだことを示すものであろう。堯連の子には貞遙（後に昭連と改名）がいる。初め右馬助、後に大和守となる。永禄五年頃より活動を始め、足利義昭の奉行人としての活動は天正七年（一五七九）まで辿ることができる。<sup>(31)</sup> それより十八年後の慶長二年（一五九七）、幕府滅亡後豊臣秀吉の保護のもとにあつた義昭は大坂に没し、遺骸は京都等持院に葬られたが、その際、遺骸に供奉して上洛した旧臣数名の内に「飯尾大和」の名が見え<sup>(32)</sup>る。貞遙と考へてよいのではなかろうか。それ以後の飯尾家の事

續・家系については明らかにしえない。

(口) 飯尾家伝來の史料群

さて、右に概観した飯尾大和守家の系統に伝えられた文書・記録等の何点かが、現在前田育徳会尊經閣文庫に架蔵されている。今、それと確認できるもの及びそう目されるものを列挙して、必要な解説だけを加えれば次のようになる。

- (一) 「飯尾家関係文書」……「尊經閣古文書纂」<sup>(33)</sup>の諸家文書のうちに、「飯尾文書」として五十七点の文書を収める。しかし、これが前田家の有に帰した飯尾家の文書すべてではない。この他に、同じく「尊經閣古文書纂」の編年文書に收められている貞和五年二月二十五日付引付頭人上杉重能奉書、明応元年十二月二日付奉行人連署奉書の二点、及び同文庫所蔵の「武家手鑑」<sup>(34)</sup>に收められている永正十七年八月十二日付足利義植御判御教書、十月十一日付今川氏親書状の二点は、何れも「飯尾文書」の分かれと見られる。さらに、「松雲公採集遺編類纂」<sup>(35)</sup>の古文書部に「飯尾文書」として、觀応二年六月二十八日付足利義詮御判御教書案以下十四点の文書が收められている。これらの文書は現在「尊經閣古文書纂」に收める「飯尾文書」の中には一点も見られないが、飯尾大和守家流のものであることは間違いない。よつて、現在その原本の行方は知りえないが、それら十四点の文書が本来「尊經閣古文書纂」所収の「飯尾文書」と一組の文書として前田家の蔵に帰したものであること疑いない。
- (二) 「同事記録」<sup>(36)</sup>（延徳二年（一四九〇））……元連筆錄。

(三) 「伺事記録」<sup>(37)</sup>（天文八～十六年（一五三九～四七））……堯連筆録。

(四) 「建武以来追加」……文明十七年（一四八五）兼連書写。建武式目と追加法九十八ヶ条を収める。本書中に小紙片が貼附されており、これに計十四ヶ条の追加法の事書が記入されていて、「此分元行筆跡不足分、但如何」と記されている。

前記したように、元行は兼連の改名後の名。貼紙の筆跡は本文とは異なる。したがつて、この貼紙は別人によつて記入、貼附されたものに相違ないが、これは堀連の手になるものではなかろうか。

(五) 「御成敗式目」……明応七年（一四九八）貞運書写。<sup>(38)</sup>

(六) 「飯尾堀連手記」<sup>(39)</sup>（原題は「為自然写之、堀連」）……大永六年（一五二六）堀連筆。

(七) 「書札礼」……天文十五年（一五四六）堀連書写。<sup>(40)</sup>

(八) 「管領并政所壁書」……室町幕府の追加法四十六ヶ条（但し、うち二ヶ条は重出）を収める。前半部と後半部（明応九年の政所新法以下）とでは筆跡が異なる。<sup>(41)</sup>書写奥書等はなく、確信はないが、前半部は元連、後半部はその息兼連（元行）の手になるものではないかと思われる。

(九) 「武家評定衆姓名録」……一紙に飯尾加賀守以下十一名の奉行人の名を記す。永禄頃の御前沙汰衆の交名と推測される。この一紙は現在尊經閣文庫には前の題で独立して蔵せられている。ところで、東京大学史料編纂所には明治十八年（一八八五）三月、前田家蔵本をもとに作成された「飯尾文

## 史料紹介

七六(四三)

書」の謄写本が架蔵されており、これには文書他五十四点が収められている。この謄写本と前記（一）に挙げた「尊経閣古文書纂」所収の「飯尾文書」とを比べると、前者には後者に見えないものが二点ある。一つは、今問題にしている交名であり、いま一つは、飯尾貞運の「初恋」と題する和歌二首である。同じく史料編纂所に所蔵される「前田家藏書閲覧筆記」（明治十六年十一月調査）にも、この交名は飯尾家証文の一つとして書きとめられている。したがつて、この交名一紙は本来「飯尾文書」と共に飯尾家に伝來したものであると考えられる。なお付言すれば、いま一つの貞運の和歌二首（二紙）は、「源喜堂古文書目録」六（一九八六年、一一四頁に写真を載せる）に見えており、謄写本が作成された明治十八年以後、前田家の蔵を離れたものと思われる。

（十）「青砥康重家譜」……「前田家所蔵文書 事林明証」三（東京大学史料編纂所蔵影写本）所収。丹後国芋野郷相伝系図

及び康永二年十一月六日付足利尊氏下文案以下文書八点を收む。「飯尾文書」所収の飯尾元行（兼連）から従兄弟貞運に譲り渡された所領文書に添えられた送り状と見るべき、貞運充の（明応五年）閏二月五日付元行書状に「一、丹後国芋野郷文書四通（中略）、次青砥右衛門尉系図以下文書等古案九通、壹卷各別」とあるのが、まさにこれに当たる。所領関係の証文の一として飯尾家に伝來したものに相違ない。「事林明証」に収める「青砥康重家譜」は、右の元行書状に見える「古案」そのものではないが、それを延宝七年（一六七九）に書

写したものと考えられる。同家譜には「延宝己未写之、但本紙モ写也、然近世所写ノ者ニハ非ズ、紙墨甚旧シテ、脈望尤多、蓋可為証本者哉」との前書きが加えられている。ここに言う「本紙」こそ、元行書状に見える「古案」であった、と見てよいのではなかろうか。

筆者の確認えたものは以上の十点であるが、これに尽きるとは限らない。その点については後考に期することとして、現在尊経閣文庫に架蔵されるこれら飯尾家伝来の一連の史料は、ある時期に一括して加賀前田家の所蔵に帰したと推測してよいであろう。但し、慶長二年以後の飯尾家の事績と共に、その縦縦については明らかにしえない。前田家家中には飯尾名字の家が見られるので、あるいはその辺に室町幕府奉行人飯尾家の家伝史料と前田家とをつなぐ接点があるのかもしれないが、残念ながら前田家家中の飯尾家と奉行人飯尾家とを結び付ける証左は今のところ見い出せていない。

さて、右の飯尾家伝来の文書・記録等は、前に述べた飯尾大和守流の家系とその事績に照らせば明らかかなように、本来は嫡流でない任式の子孫である貞運——堯連の系統に伝えられたものと考へてほぼ誤りないが、嫡流の元連——兼連のものも含まれている。これが、嫡流が絶えたことにより、嫡流の所持していた記録等を、その担当していた諸所の別奉行などと同様に引き継ぐことになつたものか。それとも、嫡家からもどもと分与されていたものだけを伝えたのか。或は、その両方のケースを併せた場合であるのか。何れともにわかに明言することはできない。

今、その点はひとまず撇くとしても、右のようすに幕府奉行人飯尾大和守家伝來の文書・記録等がまとまつて前田家に伝わつた事実と、前記したように「加能越古文叢」の編纂に、「永享以来日記」（「斎藤基恒日記」）のとく前田家蒐集の蔵書が利用せられた事情とを併せ考へるならば、「永享元年日記」と題して引用される記録（永享元年の「同事記録」）の完本もまた、延徳・天文の二種の「同事記録」を初めとする一連史料と共に飯尾家に伝來し、後に前田家の所蔵に帰したものの一つであつて、それは元連・任式兄弟の父に当たる貞連の筆録にかかる記録ではなかつたか（自筆原本であつたか写本であつたかは定かでないが）、と推断されるのである。

### おわりに

本稿は、「加能越古文叢」に「永享元年日記」と題して引載されてゐる、將軍義教期における政務決裁記録の逸文の紹介を兼ねて、現在ではその全貌を知ることができない「永享元年日記」完本の史料的性質・記者・伝來等について検討を試みたものである。「永享元年日記」の完本は、室町幕府奉行人飯尾家に伝來し、後に加賀前田家の所蔵に帰した史料の一つで、飯尾貞連によつて永享元年（一四二九）に筆録された「同事記録」であつたと推断されること。そして、本記録は義教期の政務決裁手続きの様子を伝えるきわめて貴重な史料であること。以上が本稿の結論である。

ところで、「永享元年日記」の性質を考える上で、なお検討すべき重要な課題が残つてゐる。それは、現在いくつか残されてい

る他の御前沙汰関係の引付史料との比較検討であり、とりわけ、同時期の「御前落居記録」や「御前落居奉書」との相互比較は最重要課題である。しかし、これはもうすでに当時の制度及び政治史の解明に連なる課題であつて、それについては稿を改めて論じなければならないが、最後に、この問題に関連して一言し、小稿を閉じることとする。

以上の考察においては、「永享元年日記」（＝飯尾貞連本永享元年「同事記録」と後年の延徳二年（一四九〇）の「同事記録」との性質の共通点に注目してきたわけであるが、同じく「同事」の記録とはいっても、「永享元年日記」（貞連本「同事記録」と延徳二年の「同事記録」との間には、大きな相違点のある」とも見逃すことはできない。それは、両者の記事から窺い知ることのできる永享期と延徳期の幕府における政務決裁の手続きの違いである。その相違は永享期と延徳期との「御前沙汰」の体制の違いを語るものに他ならない。相違点はいくつか挙げられるであろうが、ここでは最も大切な点を一つだけ挙げれば、「管領制」がすでに機能を停止している延徳期においては、訴訟を初めとする政務の決裁は、奉行人が將軍に対してのみ「同事」を行い、決裁を得ることによつて完結してゐる。しかし、永享期においてはそうではない。政務の決裁には管領の関与がある。

「永享元年日記」（貞連本「同事記録」）の逸文の年次が、同じく奉行人の手により作成された「御前落居記録」や「御前落居奉書」の残されている年次と重ならないのは残念であるが、後二者では、そこで扱われている個々の事件の概要と結果について知る

## 史料紹介

七八(四七)

ことはできても、義教の最終的な決裁が下されるまでに、いったいどのような手続きを経て事が運ばれたかについて知ることがでないのに対し、前者では、その間の経過を日を追つて継続的に窺い知ることができる。同じく御前沙汰関係の引付史料とはいっても、この点が「永享元年日記」(貞連本「同書記録」)の、「<sup>(45)</sup>御前落居記録」「御前落居奉書」と対比しての最大の特徴である。前引の松田秀藤本永享元年「同書記録」の逸文と見るべき一條をも併せ考えると、永享期では、將軍と管領がそろつて臨席する評議の場はなく、事件担当の奉行人は義教(將軍御所)と管領(おそらく管領邸)の双方に出仕して、各々の決裁あるいは指示をうけて行動しており、義教と管領とは両者間で連絡をとりつつ、一つの事件を処理していると指摘することができよう。<sup>(46)</sup>

管領が御前沙汰にどのように関与していたか。それは、將軍義教の御前沙汰体制の評価にかかる問題である。義教期における政務決裁=御前沙汰手続きの詳細の解明や、その体制をどう評価するなどについては、関連史料のさらなる相互検討が必要である。それらの点については別稿を期したいと思う。

**註(1)** 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」(『法政史学』二〇号、一九六八年、後に、同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、所

収)。

(2) 太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」(『史觀』九一冊、一九七五年、後に『古文書學論集』8、吉川弘文館、一九八七年、所収)、桑山浩然「足利義教の登場と御前沙汰」(中世の窓同人編『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年、所収)、設楽薰「御前沙汰始の儀式

と『松田家記』の記事をめぐって」(法政大学中世史研究史路同人会編『史路』三号、一九七九年、この小論の要旨は「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」(『古文書研究』二八号、一九八七年)六六頁註(76)にも述べている)、島居和之「室町幕府の訴状の受理方法」(『日本史研究』三一一号、一九八八年)、山家浩樹「御内書引付素描」(桑山浩然編『室町幕府関係引付史料の研究』昭和六三年度科学的研究費補助金研究成果報告書、一九八九年)の付論「御前落居奉書」試論などが挙げられる。この他、小林保夫氏が『建武以来追加』成立試考』(『古文書研究』一六号、一九八一年)の中で、また、論文ではないが、新田英治氏が『義満と室町幕府』(週刊朝日百科日本の歴史14、朝日新聞社、一九八六年)の中で、義教の御前沙汰に言及している。

(3) 前註(2)に挙げた諸研究のうち、桑山論文以下は概ねこの立場をとっている。

(4) 「御前落居記録」及び「御前落居奉書」は、他の御前沙汰関係の引付史料とともに、桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻(近藤出版社、一九八〇年)に解題を付して、翻刻収録されている。

(5) 「加能越古文叢」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)第一冊緒言。

(6) 森田平次(柿園)の事績及び著述の書目等については、『石川県史』第三編(一九二九年)の五三〇頁以下、また、日置謙編『加能郷土辞彙』(金沢市立図書館内金沢文化協会、一九四二年)などを参照。

(7) 金沢市立図書館編集発行『加能越文庫解説目録』(上巻 一九七五年、下巻 一九八一年)を参照。

(8) 但し、『羽咋市史』中世・社寺編(北国出版社、一九七五年)八三頁の、能登国氣多社と飯尾重清との羽咋郡志雄保赤藏山山林伐採をめぐる相論に関する記述で、この史料について言及がある(東四柳史明氏執筆)。後に、同『半島國の中世史』北国新聞社、一九九二年、に

收録)。

(9) この間の事情については、『続史料大成』10(臨川書店)所収の「斎藤基恒日記」解題を参照。

(10) 設楽「『伺事記録』の成立」(『史学雑誌』九五編二号、一九八六年)。

(11) 九州大学附属図書館所蔵写本(東京大学史料編纂所架蔵の写真帳による)。奥書によれば、本書のもと本は幕府奉公衆安東泰職の所持していた大館常興の自筆本を細川藤孝が借り受けて、永禄九年十一月に書写したものであるらしい。同図書館には「故実条々記」と題するいま一本の写本が架蔵される。常興がいつこれを書き上げたかを示す奥書のたぐいではなく、その時期は明らかではないが、本文の内容から判断すると永正年間であろうと思われる。

(12) こうした勘進御沙汰については、鎌倉幕府の制度や法律用語などを解説した「沙汰未練書」(佐藤進)・池内義資編『中世法制史料集』第二巻室町幕府法(岩波書店)附録)にも、「勘進沙汰トハ諸方頭人・奉行、一年中奉公、出仕、参否、着到、方々奉行事、々切沙汰等、勘進事也、十二月及月追御評定也、其後御沙汰止也」とあって、同様のことが鎌倉幕府においても行われていたことが知られる。また、「吾妻鏡」の宝治二年閏十二月十六日条に「諸人訴論事、於申沙汰条數多々之奉行人者、可有御恩之由、今日被触仰之云々」との記事が見え、この時期にも「勘進沙汰」が行われていたことをうかがわせる。

(13) その年の「御沙汰始(御前沙汰始)」が行われるまで、(原則として)幕府の政務取り扱いが開始されないこと、「御沙汰始」が例年おむね二月十七日を式日とすることなどについては、設楽「『伺事記録』の成立」(前掲)六四・六五貢註(21)を参照。

(14) 「近代」または「近年」に至り「勘進御沙汰」は廃絶してしまつ

た、と大館常興は記しているわけだが、例えば、同じく「条々」(「故実条々記」)の別の箇所では、「近代武衛義寛朝臣元服にて出仕候を、拙者などまのあたり見及たりし也(前後略)」と見え、斯波義寛(前名は義良)の元服を「近代」のことと記している。斯波義寛の元服は文明四年十二月のことである(「大乘院寺社雜事記」文明五年二月十五日条)。今は参考のために記すにとどめる。

(15) 「松田長秀記」(東京大学史料編纂所架蔵影写本「立入文書」二)所収。本書は、家伝では幕府奉行人松田氏の子孫と伝える禁裏御藏職の立入家に伝來したもの。「松田長秀記」と題されているが、長秀だけでなく松田氏代々の記録が収められており、原本は代々の記録を長秀が書写して一巻に仕立てたものと思われる。歴代將軍の元服・將軍宣下・昇進・拝賀・大饗等の諸儀式にかかる記録で、それぞれの儀式に際して松田氏代々が奉行をつとめたことにより作成された記録である。奉行人で松田を称するのは一家に限らないが、この記録を残したのは代々丹後守を世襲的受領とする一流で、「貞秀——兼秀……満秀——秀藤——秀興(文明十三年没)——長秀(永正十四年没)——晴秀(=秀俊)——」と続く家である(……線は推定)。

(16) 設楽「『伺事記録』の成立」(前掲)。

(17) 「御前落居記録」と「伺事記録」は、同じく幕府奉行人によって作成された政務決裁にかかる記録ではあるが、両者の性質・特徴には様々な違いがある。例えば、「御前落居記録」が訴訟事件のみの記録で、各々の事件を担当した複数の奉行人によつて筆録された記録の集合であるのに対して、「伺事記録」の方は、訴訟事件に限らず、記者個人が担当した事案について記録したものである。また、筆録の特徴について見た場合、前者における筆録の仕方は客観的であり、一件毎の事件の顛末が簡潔にまとめて記されているのに対し、後者で

## 史料紹介

は、筆録の仕方は主観的であり、記者自身が担当した個々の事件の動

きが自分の行動とあわせて、日を追って記されていること。

「御前落居記録」と「同事記録」は、内容的にも、作成された意図も、作成される段階も、それぞれに違つてゐると考えなければならぬが、前者が幕府の公記録としての性格を持つのに対し、後者はその記者自身の個人的な記録としての性格が色濃い。

(18)『中世法制史料集』第二卷(前掲)参考資料一三六・一三七条。

(19)当時、義教の勘氣をこうむつて出仕を止められていた奉行人に治部宗秀(越前守)がいるが、その御免出仕願いのことを記した「満済准后日記」永享四年六月十七日条に、「治部越前守御免上、御前披露等事、如元被仰付者、可畏入由申処、向後不可申奸謀由、出身血可進告文云々」とあることよりすれば、宗秀もまた以前から御前沙汰衆(御前奉行)の人であったと見てよい。したがつて、永享元年時の宗秀の身上は明らかでないが、宗秀を加えた十五名が当時の御前沙汰衆の顔ぶれということになる。

(20)以上の貞連の履歴は、「室町幕府諸奉行次第」(東京大学史料編纂

所架蔵影写本)、「斎藤基恒日記」永享十二年二月・康正元年二月二十一日・同年十一月・十二月条・末尾の政所執事代次第の条、「満済准后日記」永享六年正月二十三日条他、「蔭涼軒日録」永享九年九月二十八日・同十年三月六日・同十一年十月九日条、「康富記」宝徳三年九月七日条、「建内記」嘉吉元年三月二十九日・七月六日・同二年四月二日・文安四年九月一日・十一月二十四日条、「葉室教忠記」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)文安二年六月条、「大徳寺塔頭文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)所収九月五日付中正書状等による。

(21)この系図は次に掲げる史料により作成した。典拠のみを掲げ、日々の考証は省略する。代々の親子兄弟関係については、「室町幕府諸

八〇(四〇)

奉行次第」、「尊経閣古文書纂(諸家文書)」一所収の「飯尾文書」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)、「松雲公採集遺編類纂」古文書部所収の「飯尾文書」、「永享四年大鑾定」(『続群書類從』九六八)、「蔭涼軒日録」長禄三年五月六日・文明十七年四月十六日条、「資益王記」文明十四年正月二十六日条、「延徳二年將軍宣下記」(『続群書類從』六五七)、「証如上人日記」天文五年十二月十日条、「後法成寺閑白記」永正十四年正月五日条、「美隆公記」大永三年十一月十一日条等による。以上の史料により、「武家故実雜集」二(内閣文庫架蔵写本)所載の奉行人諸系図の内、飯尾大和守流系図の正しさについてはほぼ証せられる。堯連と貞遙の親子関係を示す確実な史料は管見では他に見い出せず、この系図のみによつた。

次に、仮名・通称・官途名・法名・実名の読み・改名・没年等については、右に掲げた史料の他、「尊経閣古文書纂(編年文書)」二五所収貞和五年二月二十五日付引付頭人上杉重能奉書、「押小路文書」二四(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収永徳元年行幸儲御所奉行事、「壬生家文書」五(図書寮叢刊)所収一三一二号文書、「醍醐寺文書」十八函(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収応永三十一年正月一日付奉行人連署奉納送文、「広橋家記録」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収の宝徳元年足利義成元服記、「斎藤親基日記」文正二年二月十日条、「蜷川親元日記」文明十七年八月五日条所載奉行衆交名、「大乘院寺社雜事記」文明十八年九月八日条所載御前奉行交名、「蜷川家文書」之一所収六〇号文書、「蜷川家文書」之二所収三九八号文書、「壬生文書」四六(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収御前奉行交名、「貞助記」(内閣文庫架蔵写本「武家故実雜集」六)所載奉行衆交名、「大日本史料」応永二十一年八月十五日飯尾淨称(兼行)没条、同じく文明十四年正月二十六日飯尾任連沒条等による。

- なお、今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一集、一九八二年、後に同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、所収)に、飯尾大和守家についての言及がある。
- (22) 以上、「斎藤基恒日記」康正元年六月一日条、「室町幕府諸奉行次第」御祝方の条、「長興宿禰記」文明十一年十一月二十二日条、「室町幕府諸奉行次第」公人奉行の条による。
- (23) 「斎藤親基日記」応仁元年二月十日条。
- (24) 兼連は、「蜷川親元日記」文明十五年条の冒頭に載せる文明十五年一月二十五日の日付を持つ御前沙汰衆の交名に、いまだその名は見えないが、同十七年八月五日条に載せる奉行衆の交名には、「御前沙汰衆の内(序列最下位)」に名が見えている。貞運については、「大乗院寺社雜事記」文明十八年九月八日条に載せる御前沙汰衆の交名にはいまだ名が見えないが、長享二年六月近江鉤の陣において、將軍義尚の命により奉公衆の訴訟を義尚に取り次ぐ専属の奉行十名が定められた際、その内に貞運の名が見える(「室町幕府諸奉行次第」)。この時点では御前沙汰衆に加えられていたことは確実である。
- (25) 貞運が前将軍義材のもとに奔り、以後義材の奉行人として活動することについては、今谷明前掲論文(一九〇頁注(26))を参照。貞運が幕府を出奔した時期は、「鹿苑日録」明応八年六月二十六日及び同年八月一日条により、その時点ではいまだ幕府奉行人として活動していたことが知られるから、同年の八月以降ということになる。
- (26) 「不問物語」(東京大学史料編纂所蔵写本)に、義澄の出奔に従つた奉行人として「松田豊前守頼亮、飯尾大和守元行」の名が見える。
- (27) 「不問物語」他。
- (28) 貞運は、御出奉行・侍所開闢・唐船奉行を勤めるとともに、石清水八幡宮・御室(仁和寺)・大徳寺・法隆寺・北野社の別奉行であつた他、青蓮院・相国寺・天龍寺・宝篋院・賀茂社・祇園社・松尾社等の別奉行でもあつたと推測される。これら諸奉行の多くは、かつて嫡流の元連・兼連父子が担当したものであり、それらが貞運、さらに子の堯連へと引き継がれている。
- (29) 以上、「飯尾文書」(『尊經閣古文書纂(諸家文書)』)所収永正十五年八月二十四日付足利義稙(義材)御判御教書。「武家手鑑」中(東京大学史料編纂所蔵写真帳)所収同十七年八月十二日付義稙御判御教書による。
- (30) 「壬生文書」四六所収の永正十五・六年頃と推定される御前奉行交名の筆頭に貞運が置かれていることから、同年頃の公人奉行就任を推定。
- (31) 「永養寺文書」(東京大学史料編纂所蔵影写本)所収天正七年八月十三日付奉行人連署奉書。
- (32) 「鹿苑日録」慶長二年八月二十九日・九月一日条。
- (33) 東京大学史料編纂所蔵写真帳による。なお、「尊經閣古文書纂」については、太田晶二郎「前田育徳会尊經閣文庫所蔵の古文書」(『古文書研究』六号、一九七三年)を参照。
- (34) 東京大学史料編纂所蔵写真帳による。
- (35) 研波図書館協会・富山県図書館協会発行の複製本による。
- (36) 堯連筆録の天文年間の「伺事記録」とあわせて、東京大学史料編纂所には写真帳が架蔵されている。なお、この二種の飯尾本「伺事記録」については、『続史料大成』十四所収の「伺事記録」解題、設楽「『伺事記録』の成立」(前掲)を参照。
- (37) 以上は、『中世法制史料集』第二卷(前掲)解題四一〇~四一五

## 史料紹介

八二(四二)

頁による。なお、本書については、小林保夫「『建武以来追加』成立

試考」(前掲)を参照。東京大学史料編纂所には本書の影写本が架蔵される。

(38) 本書については、佐藤進一「律逸拾遺」(『史学雑誌』五八編四号、一九四九年)五九頁を参照。東京大学史料編纂所に本書の影写本が架蔵される。

(39) 東京大学史料編纂所には本書の影写本が架蔵される。

(40) 東京大学史料編纂所には本書の影写本が架蔵される。

(41) 本書については、『中世法制史料集』第二卷(前掲)解題四二二・四二三頁、小林保夫前掲論文参照。東京大学史料編纂所に影写本が架蔵される。

(42) 今谷明氏は「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(前掲)の中で、「(前略)『伺事記録』『建武以来追加』その他同文庫(=尊經閣文庫)に伝蔵される室町、幕府関係史料の殆どは、この『飯尾文書』と共に前田綱紀の蒐集する所となつたものと推定される」(傍点筆者)と述べられている。私としては、そう言い切るだけの根拠はいまだ得ていな  
い。

ところで、「飯尾宅御成記」(『群書類従』巻四〇九)のもと本は、文亀三年に飯尾兼連(元行)が書写したものであり、また、奉行人清元定が書き残した記録で、明応三年の將軍義澄元服・將軍宣下とともに諸儀式の次第を記した「御元服聞書」の中に、この時御祝奉行として参勤した飯尾兼連の記録が引用されている。兼連自筆の原本は共に伝存しないが、今日尊經閣文庫に架蔵されるもの以外にも兼連が写本や記録を残していたことをうかがわせる。

(43) 「加賀藩士系譜」一(尊經閣文庫架蔵)、「先祖由緒并一類附帳」(金沢市立図書館架蔵)、「加賀藩組分侍帳」(金沢文化協会、一九三七

年)五一・一〇九頁等。

(44) 前に述べた「飯尾家関係文書」(尊經閣古文書纂(諸家文書))所収の「飯尾文書」以下についてだけ言えば、大和守家の嫡流を継いでいた兼連(元行)の所領関係文書や兼連を充所とする文書が一点も含まれていないこと(兼連が発給者である書状は二点あるが、これは何れも分家筋である貞運への所領の分割譲与に関するものである)、また、貞運が船岡山合戦(従兄弟である兼連は反対陣営にいたと考えられる)に幕府軍が勝利して後の永正八年十二月、美作国吉呂々毘若代村以下の所領文書を紛失したとして幕府に申請し、紛失安堵をうけていること等は、現存の「飯尾家関係文書」を考える上で注意しておかなければならぬであろう。

(45) 前註(17)を参照。

(46) この点については、設楽「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」(前掲)六六頁註(76)を参照。

【附記】 本稿は、一九九〇年鈴渕学術財団の助成をうけた「室町幕府直臣団組織の研究」の研究成果の一つである。助成を与えられた鈴渕学術財団及び貴重なる史料の閲覧利用を許された各機関、また、作成にあつて御助言を賜った百瀬今朝雄先生に対して、心より感謝の意を表したい。

(明治学院大学非常勤講師)